

令和3年度 第1回 平塚市介護保険運営協議会 会議録

令和3年7月28日(水) 13:00~14:30

平塚市役所本館3階 302会議室

出席者(委員)

曾根委員 福原委員 湯川委員 松下委員 水野委員 大畑委員 柳川委員

内田委員 小宮山委員 宮本委員 齋藤委員 山梨委員 井上委員 船水委員

(14名出席)

(事務局)

岩崎福祉部長

(高齢福祉課) 岩本課長 風間担当長 五十嵐主査

(地域包括ケア推進課) 久保課長 相原課長代理 笹井課長代理

(介護保険課) 五島課長 尾崎課長代理 渡邊課長代理 鈴木担当長

山崎主査 宮田主査 金澤主任 今井主事

I 開会

II 平塚市介護保険運営協議会委員委嘱式

委嘱状の交付、委員自己紹介、岩崎福祉部長挨拶

III 平塚市介護保険運営協議会について

平塚市介護保険条例及び平塚市介護保険運営協議会規則について、事務局から説明を行った。

IV 会長及び副会長の選任について

委員の互選により、会長を小宮山委員、副会長を山梨委員に選任した。

V 議事

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており、平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により会議は成立。また、傍聴者はなし。

報告1 令和2年度介護保険事業の施行状況について

資料1に基づき、令和2年度介護保険事業の施行状況について、事務局から説明。

委員 申請を受けて要介護（要支援）認定をする流れの中で、5ページ上段の表にある令和2年度の認定者数（11,679人）が、同ページ下段の表の申請件数（7,423件）を上回っているのはなぜか。

事務局 認定者数は、令和3年3月末現在で要介護（要支援）認定を持っている方の人数を示した数値であり、申請件数は令和2年度にあった要介護認定の申請件数である。認定の有効期間は、状態により1年間だけでなく3年等の場合もあり、認定をお持ちの方の中には有効期間が令和2年度に満了せず、申請する必要がないこともあるため、認定者数の方が多くなっている。

委員 変更申請の申請件数がこれまでより増えているのは、新型コロナウイルスの影響か。

事務局 詳しい理由は不明だが、直接的に新型コロナウイルスの影響かどうかはわからない。

委員 平塚市の介護保険料について、普通徴収の収納率と、特別徴収をあわせた全体の収納率はそれぞれどれくらいになっているのか。

事務局 特別徴収とは、介護保険料を年金から天引きする方法であり、普通徴収とは、年金天引きができない方に対して、納付書や口座振替などでお支払いいただく方法である。直近の令和2年度決算では、普通徴収の収納率は91.25%、収納率が100%となる特別徴収とあわせた全体の収納率は、99.16%となっている。

委員 介護サービスの利用者負担割合について、2割負担、3割負担となっている方は平塚市でどれくらいいるのか。

事務局　　ちょうど7月半ばに令和3年8月1日から有効の負担割合証を発送したところであり、件数は約11,580件であった。内訳としては1割負担の方が約91%、2割負担の方が約5%、3割負担の方が約4%となっており、この比率は昨年とほぼ同様である。

委員　　資料1について何点か意見がある。第一に、施行状況の推移を見るにあたり、現行の直近5年間のデータではなく介護保険制度が始まった平成12年度から時系列にしたデータのほうがよいのではないか。第二に、認定者数の内訳について、全国の統計資料を見ると女性の認定者数が圧倒的に多くなっていることから、平塚市でも同様の傾向なのか統計をとってみてはいかがか。第三に、要支援者については施設サービスの給付はないことから、誤解を招かないよう、10ページ下段の表から要支援1、要支援2の列を削除すべきだと思う。

事務局　　平成12年度からの時系列データについては、前回御意見を頂戴し、現在データの抽出と精査を行っているところである。試行的にいくつかのサービスでデータを抽出し分析してみたところ、20年間の膨大なデータから読み取れることは、高齢者数や認定者数の増加に伴い給付費なども右肩上がりになっているという傾向に留まる。そのため、会議資料が膨大になってしまうこともあり、施行状況の推移については現行の直近5年間のデータとし、一方でこれまでも委員から新しい視点によるデータ分析について意見を頂戴し資料に反映してきたことから、今後も様々な視点から資料の充実を図っていきたいと考えている。また、認定者数の男女別資料や、御指摘いただいた要支援者の削除については、次回検討させていただく。

委員　　16ページについて、訪問型サービスBの利用が増えており、地域共生社会を作っていく上で非常にいい傾向だと思う。ただし、今後支援が必要な方が増えていくと考えられる中で、現在さまざまなボランティア団体で介護予防事業にあたる活動をしているように思う。訪問型サービスBの扱いについて、今後頭打ちになってしまわないよう担い手を広範囲に広げて考えていった方がよいのではないか。

事務局 訪問型サービスBの利用実績は18～19件であり、担い手は市内9か所の町内福祉村である。現在は福祉村の中で手を挙げていただいたところに訪問型サービスBの実施を依頼しているところだが、中にはどんなふうに活動したらよいかわからないなどの意見があるため、地域包括ケア推進課でガイドブックを作成し、支援している。また、随時福祉村から相談を受けたり、地域包括支援センターと連携したりして訪問型サービスBの事業を行っている。今回いただいた、広範囲に広げるという御意見を踏まえ、さまざまな角度から検討していく。

委員 実態を調べた方がよいのではないか。地域共生社会を作る上ではこういうところが大事になると思う。ボランティア団体がうまく活用できるようにしていただければ、訪問型サービスBの件数も増えてくると思う。

事務局 福祉村は通いの場など、さまざまな面で関わりがあり、高齢者の実態を十分把握している団体である。今後も様々な角度から考えていきたいと思う。

報告2 居宅介護支援事業所の指定等について

報告3 地域密着型サービス事業所の指定等について

資料2に基づき、居宅介護支援事業所の指定等について、また資料3に基づき、地域密着型サービス事業所の指定等について、一括して事務局から説明。

委員 事業所の廃止が1件あるが、これは新型コロナウイルスの影響を受けたものなのか。また、事業所が廃止となる場合、どれくらい前に市役所に連絡があり、どのような手順で廃止日を決めているのか。

事務局 廃止に至る経緯は事業者毎にさまざまな事情がある。その手順については、休止を経て廃止となる場合もあれば、すぐに廃止という場合もあり、一様ではない。また、休止期間や廃止日についても、必ずしも御相談があるわけではない。事業所の存続はもちろん重要なことではあるが、利用者が必要なサービスを継続して受けられる

ことが第一であるため、休止や廃止の場合には他の事業者への引継ぎの期間を十分に設けるよう事業者を指導している。

議事に入る前の確認事項

議題1について、公表前かつ未確定の情報を含んでおり、公開することで不正確な理解や誤解を与えられようと考えられるため、「平塚市介護保険運営協議会規則 第5条ただし書き、その他会長が特に必要と認めたときは、協議会の議決により、公開しないことができる」の規定により、この議題を非公開とする。

議題1 地域密着型サービス事業所の公募について

※非公開案件

その他

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画 [第8期]）を配布した。

次回の運営協議会の開催は、令和3年11月11日（木）を予定している。

VI 閉会